

定時株主総会資料

(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第20期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

事業報告

- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要および運用状況の概要

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 監査役会の監査報告書 謄本

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当期において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、新株式発行および株式売出しに係るコンフォート・レター作成業務ならびに英文連結財務諸表に関する助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行い、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配置計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの概念は「法令や社則の遵守」のみならず広く「法令、社則および倫理の遵守」であることに鑑み、「社会的責任（CSR）」および「リスク管理」への取組みと一体としてコンプライアンスが実践できる体制を構築する。
- ② 取締役および使用人が職務執行にあたって遵守すべき指針、行動規範として「企業理念」「サステナビリティ経営方針」「CSR方針」「CSR行動規範」等を定め、これを当社グループに周知徹底する。
- ③ サステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）を特定し、計画的に諸施策を推進する体制として、サステナビリティ推進委員会を設置する。
- ④ 当社グループのリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反の予防および違反の早期発見を図る。
- ⑤ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 「企業理念」をグループ全社員が共有し、実践するため、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指す方向性を示した「サステナビリティ経営方針」を制定しております。また、本方針の達成に向けた具体的指針として「CSR方針」「CSR行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス違反の未然防止・危機発生時の損失または不利益の最小化・再発防止を効率的に推進するためのリスク管理規則を制定しております。
- ② CSRマニュアルを当社グループの役員および従業員に配布するとともに、サステナビリティ職場ミーティングやグループ報等により、「企業理念」「CSR方針」「CSR行

動規範」の周知・浸透のための教育を実施しております。

また子会社も自社の「CSR方針」「CSR行動規範」を制定することを推奨し浸透を図っております。

- ③ サステナビリティの推進に関する専任部門を事務局としたサステナビリティ推進委員会において、マテリアリティの特定・推進等に関する審議を行っております。

なお、特定したマテリアリティについては<https://www.gs-yuasa.com/jp/csr/materiality.php>にて公開しております。

- ④ リスク管理規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、「リスク管理シート」により各部門が毎月コンプライアンスリスクを管理するとともに、グループリスク管理委員会を通して重大リスク事案の共有をすることでコンプライアンス体制の管理を継続しております。

- ⑤ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を計画的に実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行っており、特に重要なテーマについては教育の強化を図っております。

- ⑥ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。また、従業員に対してコンプライアンス・アンケートを実施し、リスクの早期発見および是正を図っております。

- ⑦ 取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を設けております。また、万一反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応ができるよう、社内外の専門家への連絡体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

【運用状況の概要】

I Tを活用し、検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、稟議規則、グループ決裁規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行っております。
また、当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行っております。
- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。また、デジタルトランスフォーメーション(DX)や電子化をはじめとした合理化の諸施策を推進しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

イ. 関係会社管理規則・グループ決裁規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則・グループ決裁規則に基づき当社グループ各社について主管部門を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管部門を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を、経営、財務等の観点から確認を行ったうえで決裁する体制を整備しております。

ロ. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会のほか、当社グループの各種重要会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を監督しております。

② グループリスク管理委員会において、各社の重大リスク事案を共有し、必要に応じて再発防止策の立案や各社への徹底事項を確認しております。

③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

【運用状況の概要】

監査役室を設置し、専任の職務補助者を任命しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) 監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行う。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にも必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

【運用状況の概要】

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行っております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
- ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止を規定しております。
- ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。

(10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

【運用状況の概要】

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

(11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		資 本		株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当期首残高	33,021	53,201	103,503	△ 321	189,404
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	19,820	19,820			39,640
剰余金の配当			△ 4,025		△ 4,025
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,064		32,064
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分		0		12	12
連結子会社株式の取得によ る持分の増減		987			987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	19,820	20,807	28,038	6	68,673
当期末残高	52,841	74,008	131,542	△ 314	258,078

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換 算定	退職給付に係 る調整 累計額	その他の包括 利益累計 額合計		
当期首残高	14,173	△ 450	1,794	18,727	7,026	41,272	40,213	270,890
連結会計年度中の変動額								
新株の発行						—		39,640
剰余金の配当						—		△ 4,025
親会社株主に帰属する 当期純利益						—		32,064
自己株式の取得						—		△ 5
自己株式の処分						—		12
連結子会社株式の取得によ る持分の増減						—		987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	5,695	△ 187	—	8,509	16,624	30,641	3,675	34,316
連結会計年度中の変動額合計	5,695	△ 187	—	8,509	16,624	30,641	3,675	102,990
当期末残高	19,869	△ 637	1,794	27,236	23,650	71,913	43,888	373,880

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………50社

主要会社名

㈱GSユアサ、㈱ジーエス・ユアサ バッテリー、
㈱GSユアサ エナジー、㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー

連結子会社であった㈱GSユアサ インフラシステムズは、同じく連結子会社である㈱GSユアサ(以下、GSユアサ)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社であった天津杰士電池有限公司(以下、TJGS)および湯浅蓄電池(順徳)有限公司(以下、YBSD)は、GSユアサが保有する持分を一部譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

㈱ユアサメンブレンシステムは㈱GSユアサ メンブレンに社名を変更しております。

㈱ジーエス・ユアサ フィールディングスは㈱GSユアサ フィールディングスに社名を変更しております。

非連結子会社……………4社

主要会社名 ㈱GSユアサ 中央販売

非連結子会社であった㈱環境科学研究所は、連結子会社である㈱GSユアサ 茨城が保有する株式の全部を譲渡しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、いずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社……………14社

主要会社名

SEBANG GLOBAL BATTERY Co., Ltd.
PT. GS Battery

(1) GSユアサが、本田技研工業㈱との合弁契約により㈱Honda・GS Yuasa EV Battery R&Dを設立したため、持分法適用の範囲に含めております。連結子会社であったTJGSおよびYBSDは、GSユアサが保有する持分を一部譲渡したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、天津東邦鉛資源再生有限公司は、GSユアサが保有する持分をすべて譲渡したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社4社および関連会社5社については、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類または仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

Yuasa Battery (Thailand) Pub. Co., Ltd.の決算日は12月31日ですが、連結に際して仮決算を行わず決算日の計算書類を用いて連結計算書類を作成しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品および製品、仕掛品、原材料および貯蔵品……主として総平均法による原価法によっております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

なお、当社および国内連結子会社は、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 …… 5年～50年
機械装置および運搬具…… 2年～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産……………リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については主として個別判定による貸倒見積高を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員および執行役員の退職時の慰労金に充てるため、一部の連結子会社の内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 商品および製品の販売

当社および連結子会社は、主な事業として電池および電源装置、照明器、その他の電池・電気機器の製造販売を行っております。このような商品および製品の販売については、原則として商品および製品を引き渡す一時点、もしくはインコタームズに従った一時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。なお、国内取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して、出荷時に収益を認識しております。

電池等の販売契約については、販売数量を条件とした値引等を付して販売していることから、変動対価が含まれます。取引価格の算定については、値引等を付して販売する場合、契約において顧客と約束した対価から当該値引等の見積額を控除した金額で算定しております。

② 役務の提供

当社および連結子会社は、電池および電源装置の設置に関する据付工事等の役務の提供を行っております。このような据付工事等については、役務提供完了時点で履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。

電池および電源装置等と据付工事等は、通常、合わせて販売しております。製品の納入と据付工事が別個の履行義務と識別されるものに関しては、取引価格の履行義務への配分額の算定に当たり、契約金額等の観察可能な価格や、製品予想原価に利益相当額を加算して見積もった独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の償却方法

社債発行費……………社債償還期間（5年間および10年間）にわたり均等償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

③ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益および費用は、超インフレ会計を適用するため、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

主として5年間で均等償却しております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

退職給付信託を設定している一部連結子会社の退職給付制度においては一括費用処理しております。

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として8年～14年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 超インフレ経済下における会計処理

前連結会計年度において、トルコにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたため、当社グループはトルコ・リラを機能通貨とするトルコの子会社について、超インフレ経済下で営業活動を行っていると判断いたしました。このため、前連結会計年度より、当社グループは、トルコの子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要求に従い、会計上の調整を加えております。IAS第29号は、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、報告期間の末日現在の測定単位に修正したうえで、連結計算書類に含めることを要求しております。当社グループは、トルコにおける子会社の財務諸表の修正のため、Turkish Statistical Institute (TURKSTAT) が公表するトルコの消費者物価指数（CPI）から算出する変換係数を用いております。トルコにおける子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日ないし再評価日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目および非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。正味貨幣持高に係るインフレの影響は、連結損益計算書の営業外損益に表示しております。トルコの子会社の財務諸表は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、当社グループの連結計算書類に反映しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「債権売却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「債権売却損」は、696百万円です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの有形固定資産は188,596百万円、無形固定資産は5,072百万円です。なお、連結損益計算書に関する注記

4.「関係会社事業整理損」に記載のとおり、当社グループが保有する固定資産について、減損損失633百万円を関係会社事業整理損として特別損失に計上いたしました。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結計算書類に計上した金額の算出方法等は、「関係会社事業整理損」に記載した内容と同一であります。なお、「関係会社事業整理損」に記載した減損損失を除き、重要な減損損失を認識しておりませんが、将来の不確実な経済状況の変動等による自動車市場等の需要落ち込みが想定を上回ること等により固定資産の回収可能価額が低下した場合には、翌連結会計年度において固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産とそれに対応する債務

担保提供資産

現金および預金	61百万円
売掛金	390百万円
商品および製品	612百万円
原材料および貯蔵品	14百万円
建物および構築物	71百万円
機械装置および運搬具	60百万円
其他有形固定資産	54百万円
計	1,265百万円

対応債務

短期借入金	449百万円
計	449百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 262,887百万円

3. 受取手形割引高 144百万円

4. 受取手形裏書高 1,692百万円

5. 土地再評価法の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1) 再評価実施日 2002年3月31日

(2) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」に合理的な調整を行って算定しております。

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △ 249百万円

6. 国庫補助金等を受入れたことにより取得価額から控除した圧縮記帳額

建物および構築物	1,082百万円
機械装置および運搬具	7,690百万円
その他	68百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

建物および構築物	0百万円
機械装置および運搬具	78百万円
土地	34百万円
その他	9百万円

2. 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物および構築物	135百万円
機械装置および運搬具	311百万円
その他	872百万円

3. 固定資産売却損

固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

建物および構築物	14百万円
機械装置および運搬具	2百万円
その他	1百万円

4. 関係会社事業整理損

当社グループは、天津東邦鉛資源再生有限公司の持分譲渡と中国事業の収益性低下に伴い、関係会社事業整理損を計上しております。その内訳は次のとおりであります。

持分譲渡損	1,804百万円
債権放棄損	1,091百万円
経済補償金	128百万円
減損損失	633百万円
その他	1百万円
計	3,659百万円

なお、減損損失の内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
中国	生産設備等	建物および構築物	178
		機械装置および運搬具	312
		建設仮勘定	1
		その他有形固定資産	88
		無形固定資産	53
		合計	633

(グルーピング方法)

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である、管理会計上使用している事業区分等の単位によりグルーピングしております。

賃貸用不動産および遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯および回収可能価額の算定方法)

固定資産を使用している事業の収益性低下に伴い、連結子会社が所有している固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を関係会社事業整理損として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、国際財務報告基準に基づき処分費用見込額控除後の公正価値により測定しており、公正価値は、売却や他への転用が困難なことからゼロとして評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 100,446,442株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,817百万円	35円	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	1,207百万円	15円	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 配当金の総額2,817百万円および1,207百万円には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円および0百万円を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 5,519百万円
② 1株当たり配当額 55円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含めております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、安全性の高い金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、設備投資・投融資計画等の資金需要の動向を踏まえて主に銀行等金融機関からの借入や社債、コマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は禁止しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握、軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、市況、時価、発行体企業の財務状況、取引関係を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金および電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であり、グループ各社および各部門の資金計画を月次で作成することにより、流動性リスクの管理を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは、主に運転資金等に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金のうち一部は、変動金利で調達しているため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクや為替変動リスクを抑制するため、金利スワップや通貨スワップ取引を利用しております。

営業取引に係る外貨建債権債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての債権債務の残高の範囲内にあるものを除き、為替レートの変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っております。

これらデリバティブ取引の執行・管理は、内部規程に基づいて担当部署が行っており、監査室が、規程に則り適切に執行・管理が行われているか監査しております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項②重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

連結子会社については、各社が自主管理・自己責任原則の下、各社が定める規程に基づき運営を行っており、当社はその規程類を把握しております。また、定期的なリスク管理報告を受けモニタリング管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	56,487	53,079	(3,407)
(2) 社債(1年内償還予定含む)	(10,000)	(9,920)	79
(3) 長期借入金(1年内返済予定含む)	(37,824)	(37,638)	186
(4) リース債務(1年内返済予定含む)	(11,619)	(11,167)	451
(5) デリバティブ取引	112	112	—

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2) 「現金および預金」、「受取手形、売掛金および契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形および買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「未払金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 20,874百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 その他有価証券 株式	32,546	—	—	32,546
デリバティブ 通貨関連	—	112	—	112
資産計	32,546	112	—	32,658

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産				
其他有価証券				
株式	20,532	—	—	20,532
資産計	20,532	—	—	20,532
社債(1年内償還予定含む)	—	9,920	—	9,920
長期借入金(1年内返済予定含む)	—	37,638	—	37,638
リース債務(1年内返済予定含む)	—	11,167	—	11,167
負債計	—	58,725	—	58,725

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,289円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 369円74銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社および連結子会社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社および連結子会社における事業を地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車電池			産業電池 電源	車載用リ チウムイ オン電池	計	その他	合計
	国内	海外	小計					
主たる地域市場								
日本	93,860	133	93,993	92,137	76,611	262,741	18,571	281,313
アジア	187	134,713	134,901	8,153	—	143,054	226	143,280
欧州	—	64,294	64,294	765	8,176	73,236	2,198	75,435
北米	—	12,378	12,378	7,702	—	20,080	382	20,462
その他	—	41,342	41,342	910	—	42,252	—	42,252
顧客との契約から生じる収益	94,047	252,863	346,910	109,668	84,787	541,366	21,379	562,746
その他の収益	—	—	—	—	—	—	151	151
外部顧客への売上高	94,047	252,863	346,910	109,668	84,787	541,366	21,531	562,897

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は次のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 2024年3月31日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	98,536
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	104,133
契約資産（期首残高）	5,911
契約資産（期末残高）	7,050
契約負債（期首残高）	2,176
契約負債（期末残高）	6,696

契約資産は、電池および電源装置の販売および据付工事等について、期末日時時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。据付工事等の完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。契約資産は、当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該据付工事等に関する対価は、契約条件に従い、履行義務の充足時点で請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は主に、履行義務の充足時点に収益を認識する顧客との電池および電源装置、照明器、その他の電池・電気機器の販売契約について、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,151百万円です。契約資産の増減は、主として収益認識と債権への振替により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識により生じたものであります。

なお、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、収益の認識が見込まれる最長期間は、19年以内であります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 2024年3月31日
1年以内	14,370
1年超	17,095
合計	31,465

その他の注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。一部国内子会社においては、退職給付信託を設定しております。また、一部の海外子会社でも確定給付型の制度を設けております。

(2) ① 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

イ. 退職給付債務	△ 46,201
ロ. 年金資産	98,287
ハ. 連結貸借対照表計上額純額 (イ. +ロ.)	52,086
ニ. 退職給付に係る資産	57,602
ホ. 退職給付に係る負債	△ 5,516

(注) 一部連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

② 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

イ. 未認識数理計算上の差異	33,961
ロ. 未認識過去勤務費用 (債務の減額)	83
合計	34,045

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：百万円)

イ. 勤務費用	2,568
ロ. 利息費用	125
ハ. 長期期待運用収益	△ 1,122
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 890
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	△ 109
ヘ. 退職給付費用 (イ. +ロ. +ハ. +ニ. +ホ.)	571

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	主として給付算定式基準
ロ. 割引率	主として0.08%
ハ. 長期期待運用収益率	2.0%

2. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与	1,872
未払事業税	313
未実現利益	527
棚卸資産評価損	974
退職給付に係る負債	4,029
貸倒引当金	189
減損損失	534
投資有価証券	1,653
税務上の繰越欠損金	5,998
繰越外国税額控除	579
その他	2,588
小計	19,261
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 2,632
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,104
小計	△ 5,736
繰延税金資産合計	13,524

(単位：百万円)

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 5
その他有価証券評価差額金	△ 8,669
時価評価差額	△ 3,273
在外関係会社における留保利益	△ 8,708
退職給付に係る資産	△ 17,804
その他	△ 2,654
繰延税金負債合計	△ 41,116
繰延税金負債の純額	△ 27,592

(2) 法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 事業分離に関する注記

事業分離における分離元企業

子会社出資金の一部譲渡

当社は、当社の連結子会社である株式会社G Sユアサ(以下、G Sユアサ)が、G Sユアサの中国に所在する連結子会社である天津杰士電池有限公司(以下、TJGS)および湯浅蓄電池(順徳)有限公司(以下、YBSD)それぞれの持分70%をLeoch International Technology Limited(以下、Leoch International)の100%子会社である中国事業会社Leoch Battery Company Limited(以下、Leoch Battery)に譲渡することを決議し、2023年10月31日に持分譲渡を実施いたしました。

これにより、TJGSおよびYBSDは当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

1. 持分譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称および事業の内容

相手会社の名称：Leoch Battery Company Limited

事業内容：投資管理および電池の販売

(2) 譲渡した子会社の名称および事業の内容

名称：天津杰士電池有限公司

事業内容：自動車用鉛蓄電池の製造販売

名称：湯浅蓄電池(順徳)有限公司

事業内容：自動車用鉛蓄電池の製造販売およびオートバイ用鉛蓄電池の販売

(3) 持分譲渡を行った主な理由

TJGSは1993年に、YBSDは2003年に操業を開始して以来、G Sユアサの技術開発力を投入し、高品質の自動車用鉛蓄電池メーカーとして市場で一定の地位を築いてまいりました。一方で、中国における自動車用鉛電池事業を取り巻く環境の変化は年々スピードを増しており、特に近年は環境規制の強化やゼロコロナ政策およびその解除等で大きな変化に直面しております。このような状況下、当社は中国における当該事業の成長戦略について慎重に検討を重ねた結果、当社グループからの技術支援は継続しつつも、中国で同一事業において成功を収めているLeoch International傘下のLeoch Batteryに経営権を譲渡することが、TJGSおよびYBSDの成長に最も資するものと判断いたしました。Leoch Internationalグループと手を組むことで、中国における自動車用鉛電池のG SユアサグループとLeoch Internationalグループを合わせたシエアが高まり、販売や物流面でもシナジー効果が期待できる見込みです。

(4) 持分譲渡日

2023年10月1日(みなし譲渡日)

2023年10月31日(譲渡日)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする出資金譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

1,683百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産および負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(TJGS)

流動資産	5,262	百万円
固定資産	6,681	百万円
資産合計	11,944	百万円
流動負債	3,304	百万円
固定負債	5,771	百万円
負債合計	9,076	百万円

(YBSD)

流動資産	3,450	百万円
固定資産	1,991	百万円
資産合計	5,442	百万円
流動負債	1,225	百万円
固定負債	—	百万円
負債合計	1,225	百万円

(3)会計処理

当該譲渡出資金の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社出資金譲渡益」として特別利益に計上しております。

3. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

(TJGS)

売上高 5,247 百万円

営業利益 △ 680 百万円

(YBSD)

売上高 4,420 百万円

営業利益 △ 303 百万円

4. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

連結子会社間の事業譲渡等

当社の連結子会社である株式会社 G S ユアサ (以下、G S ユアサ) は、2024年3月12日開催の取締役会にて、同子会社である株式会社リチウムエナジー ジャパン (以下、LEJ) の事業を譲受するために事業譲渡契約を締結することを決議し、2024年3月31日に実施しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業内容

大型リチウムイオン電池の開発、製造および販売ならびにこれらに関連する部品、付属品の開発、製造および販売

(2) 企業結合日

2024年3月31日

(3) 企業結合の法的形式

LEJを譲渡会社、G S ユアサを譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社 G S ユアサ

(5) その他取引の概要に関する事項

① 事業譲渡の目的

G S ユアサ、三菱商事株式会社 (以下、三菱商事) および三菱自動車工業株式会社 (以下、三菱自動車) は、電気自動車およびプラグインハイブリッド車向けのリチウムイオン電池を製造、販売する合弁会社として、LEJを2007年12月12日に設立し運営してまいりました。今後、車載用およびESS (Energy Storage System: 電力貯蔵システム) 用リチウムイオン電池の需要が急拡大することが見込まれますが、車載用および ESS 用リチウムイオン電池事業の継続と発展のためには大規模投資と競争力のある製品開発が必要となります。機動的かつ効率的な経営のためには、当社グループにおいて再編を行うことが合理的であると判断し、三菱商事および三菱自動車からLEJの全株式を取得 (以下「LEJ株式取得」) したうえで、G S ユアサはLEJから事業を譲り受け、2024年3月31日付でLEJを解散いたしました。

② LEJ株式取得の概要

G S ユアサは、三菱商事と2023年12月15日付で株式譲渡契約を締結し、2023年12月21日付 (みなし取得日: 2023年12月31日) で三菱商事が保有するLEJの発行済株式の46.4%を取得いたしました。また、三菱自動車と2024年2月6日付で株式譲渡契約を締結し、2024年2月16日付 (みなし取得日: 2024年3月31日) で三菱自動車が保有するLEJの発行済株式の2.6%を取得いたしました。

これによりG S ユアサは、LEJを完全子会社としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 2019年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価および対価の種類ごとの内訳

三菱商事

取得の対価	現金	1,676	百万円
-------	----	-------	-----

取得原価		1,676	百万円
------	--	-------	-----

三菱自動車

取得の対価	現金	97	百万円
-------	----	----	-----

取得原価		97	百万円
------	--	----	-----

4. 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の額

987百万円

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	59,540	流 動 負 債	22,964
現金 および 預 金	37,684	短 期 借 入 金	1,938
売 掛 金	440	1年内返済予定の長期借入金	7,300
関係会社短期貸付金	17,910	コマーシャル・ペーパー	10,000
未 収 入 金	3,450	未 払 金	3,340
そ の 他	54	未 払 費 用	40
固 定 資 産	178,293	未 払 法 人 税 等	292
有形固定資産	0	役 員 賞 与 引 当 金	15
工具、器具および備品	0	そ の 他	37
投資その他の資産	178,293	固 定 負 債	39,887
投資有価証券	569	社 債	10,000
関係会社株式	79,722	長 期 借 入 金	29,800
関係会社長期貸付金	98,000	繰 延 税 金 負 債	17
そ の 他	1	そ の 他	69
繰 延 資 産	16	負 債 合 計	62,851
社 債 発 行 費	16	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	237,851	株 主 資 本	174,791
		資 本 金	52,841
		資 本 剰 余 金	99,156
		資 本 準 備 金	99,156
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	23,107
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,107
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,107
		自 己 株 式	△ 314
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	208
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	208
		純 資 産 合 計	174,999
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	237,851

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,101
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		1,187
営 業 利 益		4,914
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	2,559	
そ の 他	219	2,779
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	360	
社 債 利 息	60	
そ の 他	641	1,062
経 常 利 益		6,631
税 引 前 当 期 純 利 益		6,631
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	818	
法 人 税 等 調 整 額	△ 34	784
当 期 純 利 益		5,846

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				本
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
				そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当期首残高	33,021	79,336	—	79,336	21,285
事業年度中の変動額					
新株の発行	19,820	19,820		19,820	
剰余金の配当					△ 4,025
当期純利益					5,846
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	19,820	19,820	0	19,820	1,821
当期末残高	52,841	99,156	0	99,156	23,107

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△ 321	133,322	57	133,380
事業年度中の変動額				
新株の発行		39,640		39,640
剰余金の配当		△ 4,025		△ 4,025
当期純利益		5,846		5,846
自己株式の取得	△ 5	△ 5		△ 5
自己株式の処分	12	12		12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			150	150
事業年度中の変動額合計	6	41,468	150	41,619
当期末残高	△ 314	174,791	208	174,999

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式……移動平均法による原価法によっております。
其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの ……時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法によっております。
 - (2) デリバティブの評価基準および評価方法
デリバティブ ……時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法によっております。
なお、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具および備品 ……主として10年
3. 引当金の計上基準
役員賞与引当金……役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
当社は子会社へのブランド管理を行っており、当社の子会社を顧客としております。当社の子会社に対しブランドの使用許諾を行うことで、当社が構築したブランドイメージおよび取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当該子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費……社債償還期間（5年間および10年間）にわたり均等償却しております。
 - (2) ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
短期金銭債権 3,051百万円
短期金銭債務 3,257百万円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 営業収益 6,101百万円
- その他 343百万円
- 営業取引以外の取引による取引高 2,757百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
- 普通株式 143,382株

(注) 業績連動型株式報酬制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行が保有している当社株式48,100株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金91百万円等であります。
なお、繰延税金資産の一部に対して評価性引当額を設定しております。
2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)G S ユ ア サ	所有 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任 資金貸付	商標権使用料収入(注1)	1,455	売掛金	325
				出向料の支払(注2)	261	未払金	19
				資金の貸付(注3)	120,895	関係会社	17,910
				利息の受取(注3)	2,544	短期貸付金	98,000
				グループ通算制度に伴う通算税効果額	3,221	関係会社 長期貸付金 未払金	3,221

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 外部売上高の1%を商標権使用料として受領しております。
- (注2) 出向料については、出向契約書に基づき、支払っております。
- (注3) グループファイナンスによる資金貸借取引および利息の受取であり、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の貸付取引金額は期中平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,744円71銭
- 1株当たり当期純利益 67円42銭

以上

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒川智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田徹雄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒川智哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田徹雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と、必要に応じオンライン会議等のリモート監査手法も活用しながら意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 古 川 明 男 ⑩

監査役(常勤) 中 川 正 也 ⑩

監査役 藤 井 司 ⑩

監査役 辻 内 章 ⑩

(注) 監査役 藤井 司、辻内 章の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上